

4 地方分権改革の推進について

1 税源の地域偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

居住地域にとらわれず等しく提供されるべきサービスに自治体の財政状況に起因する格差が生じることのないよう、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を早急に構築すること。

2 多様な大都市制度の早期実現

「特別市」の法制化など、地域の実情に応じた多様な大都市制度を早期に実現すること。

3 提案募集方式に基づく改革の推進

地方からの提案に対して、地方分権改革を着実に推進するという趣旨を踏まえ、最大限実現する方向で取り組むこと。

4 法律による計画策定義務の見直し

計画策定等を規定する法令の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合を行うなど、地方の負担軽減に取り組むこと。

国の現状

- ・ 令和8年度与党税制改正大綱では、“財政力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方財源の偏在によって生じている”とされた上で、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置や、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、必要な措置を検討し令和9年度以降の税制改正において結論を得るとされた。
- ・ 急速な人口減少・少子高齢化により人材不足が深刻化する中で行政サービスの提供を持続可能なものとするため、「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」及び「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」において、各事務の処理に関する課題に応じた対応方策や、国・都道府県・市町村の役割分担の変更等の制度見直し、大都市制度のあり方等について議論された。
- ・ 令和8年1月19日に立ち上がった第34次地方制度調査会において、「国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める」との諮問を踏まえた議論が行われている。
- ・ 平成26年から始まった「提案募集方式」において、令和7年度の提案事項に対する国の対応方針で「実現・対応する」とされたものが88%であり、一定の前進があることは評価できる。
- ・ 「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」に基づき、計画策定等に関する見直しが行われている。

千葉市の現状・課題

- 1 東京都においては、全国的にも突出した独自施策を打ち出しており、特にこども施策をはじめとする居住する地域にとらわれず等しく提供されるべき行政サービスにおいて、周辺自治体との地域間格差が大きく拡大している。本市において同等の施策を実施する場合には、巨額の追加の財源が必要となり、到底追従できるものではない。

こうした行政サービスの地域間格差は、財政状況の違いから生じているものであり、自治体の財政状況に起因する格差が生じることのないよう、国の責任と財源により必要な措置を講じる必要がある。また、地方税は、地方の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを提供するうえで、最も重要な基盤であることから、行政サービスの地域間格差が過度に生じないようにするためにも、税源の地域偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を早急に構築する必要がある。

- 2 市民に身近な行政サービスを提供する基礎自治体であり、道府県に比肩する高度な行政能力を有する圏域の中核都市である指定都市が、将来にわたってその責任と役割を最大限果たすため、指定都市市長会における多様な大都市制度実現プロジェクトを通じて、「特別市」の法制化など、地域の実情に応じた多様な大都市制度の早期実現を目指している。
- 3 本市では、真の分権型社会の実現を目指すため提案募集を積極的に活用することとしており、本市による単独提案のほか、指定都市市長会として共同提案を提出しているものの、国の対応方針では「検討する」といったものや提案に応えていないものも含まれている。（令和8年度 千葉市単独提案1件、指定都市8市での共同提案1件（千葉市発案）、指定都市市長会共同提案31件）
- 4 これまでに国によって見直しが実施された計画は約9割とされているが、実態として、計画策定に関する規定の見直しを行ったものは僅かであり、依然として計画等の策定を義務付ける法令の規定が存在している。

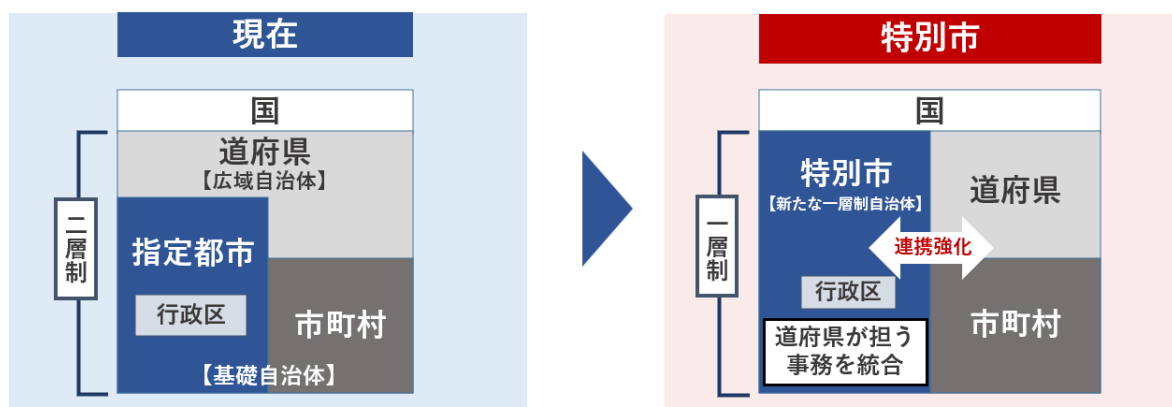
[担当] 総合政策局総合政策部政策調整課 TEL 043-245-5047

参考資料等

特別市制度の概要

■ 新たな大都市制度「特別市」について

- 広域自治体に包含されない**一層制の地方自治体**
- 現在、広域自治体として道府県が指定都市の市域において実施している事務と、基礎自治体として市が担っている事務を統合し、**住民に身近な基礎自治体が一元的に担う**ことで、**効率的かつ機動的な都市経営の実現**を可能とする新たな地方自治の仕組み



21 火葬場の整備等に対する支援措置について

1 火葬場の整備等について、必要な財政措置を早急に講ずること。 また、国の財政支援等に係る関係法令の整備も併せて進めること。

火葬場の整備等について、補助制度を創設するなど、必要な財政措置を早急に講ずること。

また、火葬場の整備等に係る国と地方自治体の役割分担や、地方自治体が担うべき事務・権限に見合った国の財政支援等に係る関係法令の整備も併せて進めること。

国の現状

- ・ 2025年の全ての団塊世代の後期高齢者への移行を経て、2040年には推計死亡者が約167万人となるなど、多死社会の到来が目前に迫っている。
- ・ 国において、火葬場等の経営主体について、永続性と非営利性の確保の観点から、原則として市町村等の地方公共団体でなければならない旨を示していることから、事実上、大多数の地方自治体が整備や運営せざるを得ない状況となっている。
- ・ 火葬場の整備等には多額の費用を要するが、一般廃棄物処理施設（焼却施設）や終末処理場などの他の公衆衛生施設の整備と異なり、国による財政支援制度がないため、地方自治体の大きな財政負担となっている。

千葉市の現状・課題

- 1 近年、死亡者数が増加しており、最新の人口動態を踏まえた推計では、2040年頃の年間死亡者数は約15,000人と最初のピークを迎え、その後若干減少するものの再び増加し、2060年頃には、年間約16,000人となり、最大のピークを迎えることが見込まれるなど、現斎場の火葬供給能力では、将来の火葬需要の増加に対応できない状況となっている。
また、火葬集中期である12月から2月には、死亡から火葬までに7日から10日間程度の時間を要することが常態化しつつある。
今後も死亡者数は増加し、開場日や1日あたりの予約受付枠の拡大等に努めても、近い将来には、火葬需要が既存の火葬場の供給能力を超える見込みである。
このような状況に加えて、火葬場は他の公衆衛生施設と同様に、市民生活及び公衆衛生の確保のために必要不可欠な施設であり、災害時や感染症流行時においても、地域社会の安全と安心を支える重要な社会基盤であることを踏まえ、火葬供給能力の増強を図るため、新たな火葬場の整備の方針決定し、取組みを進めることとしているが、他の火葬場新設や大規模改修などを検討している自治体と同様に、その財政負担が大きな課題となっている。
- 2 経営の永続性や非営利性の確保の観点から、国は原則として地方自治体に火葬場の経営主体となることを求めている。本市においても多額の予算措置を講じて斎場整備を行ったほか、火葬施設使用料収入だけでは管理運営経費を賄えないことから、毎年度多額の公費を投入している。

〔担当〕 保健福祉局医療衛生部生活衛生課斎園整備室 Tel 043-245-5220

参考資料等

1 本市の死亡者数の推計および将来火葬需要・火葬供給能力

千葉市死亡者数の将来見通し

- 千葉市の年間死亡者数は、2025（令和7）年から徐々に増加し、2040（令和22）年頃に1.5万人、2060（令和42）年に約1.6万人と最大のピークを迎える見込みです。
- 近年、冬場の火葬集中期には7～10日程度の長期の火葬待ちが生じています。



出所：千葉市独自推計

2 他の公衆衛生施設に係る国の財政支援について

他の公衆衛生施設に係る国の財政支援について

対象施設	関係法令	整備に対する財政支援（※）	
		補助金 (交付金)	地方債
清掃工場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	交付率 1/3 ～ 1/2 (対象事業によって変動)	地方債充当率 90% 元利償還金に対する交付税措置 あり (補助事業、単独事業（重点化事業）の場合)
終末処理場 (公共下水道)	下水道法	補助率 1/2 ～ 5.5/10 (区分によって変動)	地方債充当率 100% 元利償還金に対する交付税措置 あり
火葬場	墓地・埋葬等に関する法律	—	地方債充当率 75% 元利償還金に対する交付税措置 なし

※ 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金、過疎対策事業債、公共施設等適正管理推進事業債 等を除く。
一般的な建設事業費については、普通交付税の単位費用（包括算定経費）による措置あり。

3 現在整備中の他都市における火葬場整備事業費等

他都市における火葬場整備事業費					
	事業費（億円）	火葬炉数	床面積（㎡）	供用開始予定年度	備考
横浜市東部斎場	約250	16基	約22,000	2026年（R8）	R8整備工事
相模原市（第2斎場）	算定中	6基（予定）	算定中	検討中	R7~R8基本計画
千葉市（第2斎場）	約110（予定）	10基（予定）	約11,400（予定）	2032年（R14）	R8~ 基本計画